

策定日 2023年5月1日

## 一般検査委員会 内規

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「一般検査委員会」と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を事務局長の施設に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 講演会、セミナー、出版物等を通して、一般検査分野の品質保証、標準化、機器・試薬に関する知識と情報、臨床の有用性などに関する啓発と教育の機会を提供する。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するために一般検査技術セミナーを開催する。

第5条 前条の目的を達成するために一般検査技術ガイドライン・マニュアルを作成する。

第6条 一般検査技術セミナー、一般検査技術ガイドライン・マニュアルを通して、一般検査分野の質的向上に寄与する。

### 第3章 委員

(委員)

第7条 本会の委員は、日本医療検査科学会の正会員とする。

(入会及び退会)

第8条 本会に入会を希望する場合は、委員の推薦状をもとに本会にて審議し、日本医療検査科学会の理事会の承認を以て委員となる。

第9条 委員が退会するときは、退会希望の旨を委員長に文書にて提出するものとする。

第10条 委員資格を失った場合は、退会とする。

第11条 企業において組織変更等に伴う委員交代がある場合は、適切な人材を選出す

る。選出できない場合は、退会とする。

(委員の義務)

第12条 本会の目的を達成するために各事業に積極的に取り組み貢献する。

(資格喪失)

第13条 委員長の許可無くして、第5章にある会議に2回連続して欠席した委員は委員資格を失う。但し、委員長の許可のもとに代理の出席を認めるが、代理の出席が連続して3回の場合は、委員の交代を要する。

#### 第4章 幹事委員

(幹事委員)

第14条 本会に次の幹事委員を置く。

- |           |       |
|-----------|-------|
| (1) 委員長   | 1名    |
| (2) 副委員長  | 2名以内  |
| (3) 幹事委員  | 10名以内 |
| (4) 事務局長  | 1名    |
| (5) 副事務局長 | 1名    |

(幹事委員の任務)

第15条 委員長は、本会を代表して、本会の円滑な運営に努める。

(幹事委員の任期)

第16条 幹事委員の任期は4年とし、再任を妨げない。

#### 第5章 会議

第17条 会議の開催は、日本医療検査科学会の春季セミナーと大会の年2回とする。

第18条 会議は、事業計画、本会の内規の改定、その他必要と認める事項について議決する。

第19条 一般検査技術セミナー、一般検査技術ガイドライン・マニュアルに関する運営会議は、必要に応じて開催する。

#### 第6章 補則

(内規の変更)

第20条 本会の内規を変更する場合は、委員会の決議を得なければならない。

#### 第7章 付則

第21条 内規は、2023年5月1日をもって施行する。

この内規の変更は、2020年1月4日をもって施行する。